

第七回 参議院運輸委員會會議錄第九号

昭和二十五年三月二十三日(木曜日)午後二時三十分開会

本日の會議に付した事件

○小委員の補欠選任の件

○水路業務法案(内閣提出、衆議院送付)

○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(中山壽彦君) それでは開会いたします。

最初、小野哲君が觀光小委員を御辞任になりましたので、その補欠を私から御指名申上げましてよろしくうございませうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(中山壽彦君) 御異議なければ高田寛君を指名いたします。

○委員長(中山壽彦君) 水路業務法案を議題にいたします。御質疑があります方は御質疑をお願いします。

○飯田精太郎君 水路業務法の中に第一條に「國際間における水路に関する情報の交換に資する」という文句があり、又先般運輸大臣の提案理由説明の中に、近くモノコの水路局に加盟の予定というふうなお言葉があつたのであります。水路業務の國際的性質というものにつきましての取扱ひといふか、そういう点について一応御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(須田隆次君) 水路業務の國際的ないろくな協調及び交換の件でございますが、これはモノコに國際水路局というのがありますので、そこに

加入しますという、お互いの國の水路図というものが交換できるのであります。その交換した水路図というものは、その必要に応じて自由にその國で復刻できることになっております。従つて日本の船舶が外航やなんかを始める場合におきまして、向うの港の岩壁やなんか直ちに、非常に端的によく分る。そういう意味において、經濟の復興及び海運の再興というものに非常に役立つものであります。

○飯田精太郎君 國際水路局に加盟というのですが、これは講和條約でも済んだ後でやることなんでしょうか、現在の情勢においては、加盟の手續やなんか取れるのでしょうか。

○委員長(中山壽彦君) 速記を止め

○委員長(中山壽彦君) 速記を止め

○委員長(中山壽彦君) 速記を止め

○飯田精太郎君 次に御尋ねしたいのは、第二條の二項に、土地の測量については測量法の適用があることになつておるが、本法の罰則を検討しますと、それと同じ種類の違法行為に対する処罰が、権衡がとられていないように思ふが、第一に、政府はこの二つの法律の権衡をお考へになつたのか、考へたとすると、処罰の程度が違ふのはどういふ訳か、その点を一つお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(須田隆次君) 処罰の程度が違ふのはやはり根拠があつてやつております。第一は二十八條の規定であ

りまして、これは水路測量標を毀損し、移転し、その他そういう行為があつた場合、これは測量法の第二十二條に當つております。測量法の方では懲役は二年、罰金五万円以下ということになつておりますが、こちらの方では一年以下の懲役又は五万円以下といった。その理由は、水路測量の方の測量標というものは、一時的のものが多いのであります。例えば、海岸の岩に石灰を塗つて白くしたとか、或いは木に旗を立てて置くというやうなことがありまして、經費の点が非常に少い。それから一時的のものが多たし。そういうことでどういふことになつたか、それから第二十九條でございますが、測量法の方では、第十五條の規定に反した者は六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金を科す、こ

ういふことになつておりますが、水路業務法の方では、今のやうな、立入を拒み、或いは立入を妨げた者という実例におきましては、大体が水路業務の方では陸地の方の位置を決めるといふことは従的なものでありまして、実は陸地の方の位置を決めまして、その上で海の上の測量の位置を厳密に調べるわけでございます。従つてこれは従的なものであります。それでその次に図誌を複製するとか、いろくな刑行物を出すといふことになりまして、そのために或いは海難が起る、ちよつとした海難でも一億円とか、大変な額の損害が起るわけですから、従つて水路図誌の複製、或いは類似の刑行物というものは相当

に重要視して抑えなければいけない、そういう意味で、却つて罰金額を高くしようといふことで、三万円ということになつております。

○飯田精太郎君 次に測量法の方には六十五條に、今御説明になつたやうな「違反行為をしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金を科する。」というやうなことが書いてあります。水路業務法にはこれが除かれていますが、その点はどういふ理由なんですか。

○説明員(池康彦君) 只今御質疑の点でございますが、当水路部の測量は陸地の測量と聊か違ふ点もございまして、第十二條によりまして、海上保安庁以外の人間を縛つては、海上保安庁以外の人間を縛つては、海上保安

○飯田精太郎君 今の御説明ですと、十二條で海上保安庁の職員だけしかやれないからということなんでしょうか。

○説明員(池康彦君) 我々の方としては一般法人私人等が行ふ測量は、測量でなくして測深行為とみなしますので、その關係上法人等は、縛つてないのであります。

○委員長(中山壽彦君) 外に御質疑はございませんか。

○小泉秀吉君 今の飯田さんの質疑に對しての政府委員の説明をもう一遍一つ繰返して貰へませんか。私に吞込めないで……。

○説明員(池康彦君) 私の方のなんといたしまして、海上保安庁以外の者

が測量を行います。例えば……だから法人というものを絶対縛つてないわけですから、ですから法人に対する罰則とか、罰金額というものは設けてございませぬ。

○小泉秀吉君 だからそうすると測量法で若し六十五條のやうな罰則、六十五條と同じやうなことを水路業務法でやつても、それは測量法の六十五條のやうな適用はしないというわけなんですか。

○説明員(池康彦君) 御説明申上げます。大体私の方の測量というのは、英語で申しましてサウヴェーと申します。私が、私の方は水深の測量はサウヴェーと申しまして、測深と解しまして、法人を縛つては、海上保安

○小泉秀吉君 そうすると言ひ直すと、個人以外にはそういう罰則を適用するやうな犯罪と言ひますか、そういうことは起り得ないという前提の下に、そういう法律を制定する必要がないと、どういふのですか。

○説明員(池康彦君) そうでございます。○小泉秀吉君 實際起り得ないのであります。

○説明員(池康彦君) 實際起り得ないと思ひます。又例もございませぬ。

○小泉秀吉君 何か例えはあれです。ね、造船会社とか、船会社とか或はその他の業務關係業者というやうなところでサウヴェーをやつたり、或は水産業者、そういうやうなものがサウヴェーをやるというところは、会社の

○説明員(池康彦君) 御説明申上げます。大体私の方の測量というのは、英語で申しましてサウヴェーと申します。私が、私の方は水深の測量はサウヴェーと申しまして、測深と解しまして、法人を縛つては、海上保安

○小泉秀吉君 そうすると言ひ直すと、個人以外にはそういう罰則を適用するやうな犯罪と言ひますか、そういうことは起り得ないという前提の下に、そういう法律を制定する必要がないと、どういふのですか。

○説明員(池康彦君) そうでございます。○小泉秀吉君 實際起り得ないのであります。

○説明員(池康彦君) 實際起り得ないと思ひます。又例もございませぬ。

○小泉秀吉君 何か例えはあれです。ね、造船会社とか、船会社とか或はその他の業務關係業者というやうなところでサウヴェーをやつたり、或は水産業者、そういうやうなものがサウヴェーをやるというところは、会社の

都合、業務の性質上そういうことはあり得ますね。そうすると海軍とか陸軍とかいうものがあつた場合には、必ず何とかというところで問題になるんだが、そういうことは今軍がないから、今誰がどこを測つても一向差支ないという建前になつておるのであれば、個人がそういうことを如何なる場合に如何なる所をやつても一向差支ないと思ふんですが、個人の場合は何か支障があつて、法人の場合は支障がないというところが考えられますか。

○説明員(池康彦君) 考えておられますか。

○小泉秀吉君 個人の場合は考えておられますか。

○説明員(池康彦君) 個人の場合も、例えば水産業者が網を設置されるとかいう場合だと思ひますが、それは私の方の行なつた測量をお使いになれは最もいいのでありまして、又結局それをお使いになる行動は、測量でなく測深だろふと思ひます。だから測量法でそれを縛るといふことは、ちよつとできないことになつておられます。

○小泉秀吉君 だからそういうことは起り得ないとお考へですか。

○説明員(池康彦君) はあ、私の方では測量と認めないで測深と認めておられます。測量でないでございませう。測深、深さを測る方です。

○委員長(中山壽彦君) 今前之園君から質問の御通告があるんですが、他の委員会に出しておられて、直ぐ来るから待つてくれという御依頼がありましたから、暫く一つお待ち願ひたいと思ひます。

○小泉秀吉君 第二十四條、第二十五条第一項というようなところに水路図

誌の出版というようなことがありますが、その刊行会社と言ひますか、そういうことでこの法に触れるようなことがあつた場合には、やはり編輯者とか何とかいうものだけを罰して、その法人である刊行会社は罰しないという建前ではありますのでよろうか、そういうときはどうですか。何故そういうふうにするのは罰しないので、編輯者だけを罰するのですか。

○政府委員(須田院次君) 二十四條の方は複製でございませう。それから二十五條の方は類次の刊行物でございませうから、共にこれはそれを出版したもので、若しそれが法人であつても、法人は当然罰しなくてはならんかと思ひます。

○小泉秀吉君 それはどこにあるのですか。その法人を罰するということが……。

○政府委員(須田院次君) 法人を特に罰するとは書いてありませんが、第二十九條に「左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。」としまして、その中に「第二十四條又は第二十五条の規定により承認又は許可を受けなければならぬ事項を承認又は許可を受けないでした者……」した者」ということは、やはりその発行者が法人ならば法人ということになるというふうな解釈いたします。

○小泉秀吉君 すると法人が罰の対象になるといふわけですね。そういう場合は……。

○政府委員(須田院次君) 当然第二十九條の方から解釈いたしますと、やはり法人の場合でもそれは発行者が責任者であれば、罰せられることになるかと解釈いたしております。

○委員長(中山壽彦君) 前之園さんなんか御質問はありませんか。

○前之園壽一君 私は逐條的に説明して頂きたいと思ひます。

○委員長(中山壽彦君) この前一応説明は済みましたので……。

○前之園壽一君 この前は説明は大抵の一般の説明だけなんです。この案の逐條の説明をして貰ひたい。

○説明員(荷原暉君) 逐條について御説明申し上げます。六章からなつておりました、第一章には総則とございまして、第二章は水路測量及び海象観測の実施等、第三章は水路測量及び海象観測の成果の規定でございませう。第四章が水路に関する業務の受託、第五章は訴願、第六章が罰則の規定ということになつております。

第一章の総則にはこの法律の目的について規定してございませう。これは水路業務の主要な目的が、作業といつたしましては水路測量をやることと、それから海洋の科学的基礎資料を整備すること、即ち海象観測を主としてやること、これが主要作業になつております。その成果をまとめまして、水路図誌その他を出しまして、海上の安全の確保を図るといふ、終局の目的としては海上の安全の確保を図るといふこととあります。又それが国際間に交換せられまして、国際間における航海の安全に寄與する、そういう目的を以て、この法律は出すことになつております。第二條から第五條は定義的な規定でございませうが、総則の中に入れておられます。水路測量とはこういうものである、それから海象観測、水路図誌、水路測量標と定義的な規定を並べておられます。「水路測量」とは、水域の測量及びこ

れに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量をいふ」としておられます。水域の測量というものは、日本沿岸水域並びに海洋水域と申しまして、河川口などの航海し得る水域は、これに含めております。それから水域を測量する場合、当然これに伴つて土地の測量をしなければできませんので、これに伴う土地の測量、それから成果を航海に利用させるための地磁気の測量と言ひます。船が航海するときには、磁針を用ひまして船の進路を作ります。その磁針の偏差図を作るために、磁気を監査いたしましたして、偏差図の元になります。水域の観測をやるわけにございませう。二項は測量法の適用を妨げるものと解釈しない……。海象観測はここに書いてありますが、これに関連する諸現象、水路図誌はここにあります。海図、水路誌、潮汐表、燈台表、航行諸層、航行諸層と申しますと天体位置表、天測層、天測諸層、高度方位層、航海層、それを含めておられます。水路測量標は、測量をする時に立てます旗とか、白塗標というふうなものがございませう。

第二章は、實際の水路測量、海象観測の実施等に當つての勸告、公示、基準、それから資料の提供事項等を規定しておられます。第六條には、海上保安庁以外の者が水路測量をする場合で、特にその費用の全部又は一部を國又は地方公共団体が負担するような場合に、調整を計りましてやること、國家的に、経済上からも必要であるといふので、又制度の点から言ひまして必要でありますので、海上保安庁長官

の許可を受けるということにいたしました。その際に、第七條で実施について勸告をすることができるといふことになりました。第八條では水路測量実施に當つては、いろいろ法的な掣肘と言ひますか、そういうものを受けますので、測量に必要な事項を公示しなければいけないということとあります。第九條の方は、水路測量をしますときに、一定の基準に従つてやつて頂きます。その資料が直ちに、水路部で刊行いたします水路図誌と一致するように、又精度が相当の高い精度でできるようにいたして置かしまして、資料の有効に使われるようなために、この基準を決めておられます。この基準については、ここに八項目について書いてあります通りでございませう。それから第十條、第十一條につきましては、水路図誌が特に現状に一致してなければ航海の安全を保つことができませんので、現状に一致させるために、絶えず水路情報が入るようになつていふといふところから、地方公共団体、或いは港湾の施設の管理者に対して、資料が頂けるといふふうな規定を設けておられます。又船舶に対しても、水路図誌の編修に必要な多くの資料の提出をして頂きたい。それから第十二條、第十三條、第十四條、第十五條に規定してありますことは、水路測量、或いは海象観測をいたしたときに、私人の所有する、占有する、又は占有する土地又は水面に立入らなければならぬ場合がございませうので、それをできるようなことになつて頂きたいといふこととあります。第十四條のところは離島又はこれに類する場所というふうなときには、所有者或いは占有者が近くにお

る許可を受けるということにいたしました。その際に、第七條で実施について勸告をすることができるといふことになりました。第八條では水路測量実施に當つては、いろいろ法的な掣肘と言ひますか、そういうものを受けますので、測量に必要な事項を公示しなければいけないということとあります。第九條の方は、水路測量をしますときに、一定の基準に従つてやつて頂きます。その資料が直ちに、水路部で刊行いたします水路図誌と一致するように、又精度が相当の高い精度でできるようにいたして置かしまして、資料の有効に使われるようなために、この基準を決めておられます。この基準については、ここに八項目について書いてあります通りでございませう。それから第十條、第十一條につきましては、水路図誌が特に現状に一致してなければ航海の安全を保つことができませんので、現状に一致させるために、絶えず水路情報が入るようになつていふといふところから、地方公共団体、或いは港湾の施設の管理者に対して、資料が頂けるといふふうな規定を設けておられます。又船舶に対しても、水路図誌の編修に必要な多くの資料の提出をして頂きたい。それから第十二條、第十三條、第十四條、第十五條に規定してありますことは、水路測量、或いは海象観測をいたしたときに、私人の所有する、占有する、又は占有する土地又は水面に立入らなければならぬ場合がございませうので、それをできるようなことになつて頂きたいといふこととあります。第十四條のところは離島又はこれに類する場所というふうなときには、所有者或いは占有者が近くにお

る許可を受けるということにいたしました。その際に、第七條で実施について勸告をすることができるといふことになりました。第八條では水路測量実施に當つては、いろいろ法的な掣肘と言ひますか、そういうものを受けますので、測量に必要な事項を公示しなければいけないということとあります。第九條の方は、水路測量をしますときに、一定の基準に従つてやつて頂きます。その資料が直ちに、水路部で刊行いたします水路図誌と一致するように、又精度が相当の高い精度でできるようにいたして置かしまして、資料の有効に使われるようなために、この基準を決めておられます。この基準については、ここに八項目について書いてあります通りでございませう。それから第十條、第十一條につきましては、水路図誌が特に現状に一致してなければ航海の安全を保つことができませんので、現状に一致させるために、絶えず水路情報が入るようになつていふといふところから、地方公共団体、或いは港湾の施設の管理者に対して、資料が頂けるといふふうな規定を設けておられます。又船舶に対しても、水路図誌の編修に必要な多くの資料の提出をして頂きたい。それから第十二條、第十三條、第十四條、第十五條に規定してありますことは、水路測量、或いは海象観測をいたしたときに、私人の所有する、占有する、又は占有する土地又は水面に立入らなければならぬ場合がございませうので、それをできるようなことになつて頂きたいといふこととあります。第十四條のところは離島又はこれに類する場所というふうなときには、所有者或いは占有者が近くにお

らなくて、連絡を取つたり、或いは承諾を得ることが困難である場合には、最小限、現状を損傷しない限り、これを除くことができるというふうにしたてておきます。勿論この規定に対して、第十五條で損失の補償をいたすことにはいたしてあります。尚補償の額については、訴えを以て増額を請求し得るということにいたしました。第十六條、第十七條、第十八條は水路測量標と、それから測量船の保全でございます。何人も正当な理由がないのに水路測量標を毀損するということをして禁止しておくと、保安庁又は許可を受けておる者の船舶は一定の標識を付ける。それから船長が測量をしておる船に濫りに近く接近して貰つては、測量します場合に非常に妨げとなる。これは航路標識などにもこういう規定がございます。十六條の「毀損」「移転」「効用」ということは、昔の水路測量標條例にもございます。測量法にもございます。それをここに引いて来たわけです。第十九條、二十條は、水路関係事項の通報をして頂きたいということであり、港灣の修築とか、「海岸線に重大な変化」……、重大と言いますと、主に航海に差障りのあるような重大な変化、航海の目標になるようなもの、或いは地形を著しく変形するような工事をする者は、海上保安庁長官に通報して貰いたいということであり、

それから二十條は、航海の障害となる物、或いは水路図誌と著しく異つておるような場合には、殊に航海日誌がありますので、保安庁長官に通報して貰いたいということであり、

第三章は、水路測量及び海象観測の

成果の件について規定いたしてあります。国費を使つて水路測量或いは海象観測をやりますので、そのやりました成果も当然、海上保安庁長官が公表する義務を負わなければいけないという規定であります。それから許可を受けて水路測量しても、遅滞なく海上保安庁長官に提出して頂きたい。この場合にも特に海象観測に関しては海上保安庁長官に、「水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象」と言いますと、例えば流れが十ノットある。十ノットある流れが、五ノットしかない。或いは流れの方向が違つておつた。潮汐が非常に違つておるといふような、特に航海に支障を来たすような大きな違いがありましたときには、海上保安庁長官に通報して頂きたいということであり、第二十四條の規定は、水路図誌の保護のことを規定をいたしたのであります。特に水路図誌の複製、それからこれを使用して航海の用に供する刊行物は、海上保安庁長官の承認を受けて頂きたい。又濫りに「海図、水路図又は燈台表に類似の刊行物」を出しまして、それが航海に使用されるといふことになり、海上の保安は保たれないのでありますから、特に刊行物でも海図、水路図、燈台表に類似したものだけを、ここで許可を受けて頂きたいということであり、

第四章は、水路に関する業務の受託。水路業務は現在水路測量の要望だけでも年に百ヶ所もございまして、その要望に一々お応えすることもできません。又外に使用する方面も非常に多いものでありますから、業務に支障のない限り、一般の受託によつて水路測量及び海象観測をやり得る規定を作つて頂きたいということであり、

それから第五章は、海上保安庁長官のなしました処分不服のある者は、運輸大臣に訴願をすることができるといふ規定であります。

第六章では罰則を設けておる次第であります。

それから附則といたしましては、公布の日から九十日、それから今まで申しました水路測量標條例は廃止するといふ規定であります。それから水路測量標條例の経過規定を規定いたしてあります。大体以上の通りであります。

○前之團書一郎君 簡単に二、三質問いたします。第二條の水域の測量、御説明によると、日本沿岸海洋といふこととすね、それは第十四條に關連を持つことが多いのですが、もう少し水域の巾とか面積とか、或いは土地測量の範囲とかといふものについて御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(須田院次君) 水域といふことは、ここでは別段とだけの中をどうしようといふことは意味してはおりません。一般に日本沿岸のいわゆる海の区域内と、それから河港ですね、川のふちにある港でございますが、その港の中で指定された区域内、これを意味しております。併し港域外でも非常に大洪水があつて港の中が大分埋つて仕方がないといふような状態において港域外の所も測量する必要が起つて来ます。

○前之團書一郎君 土地の測量……。

○政府委員(須田院次君) 土地の測量といふものは、海図は御承知の通り海だけのものでありませんで、いろいろ海を航海する場合には、土地のいろいろな山の岩とか、岬とか、そういうものがよい目標になるわけです。ですからどうしても土地の測量をやらないと、実際の航海に使用する海図はできないわけですから。そういう必要から起る土地の測量です。

○前之團書一郎君 第十四條にありますが「且つ、当該物件の現状を著しく損傷しないときは」の当該物件といふのは、あなたのお考えになつておるのはどういふものがあるのでしょうか。

○政府委員(須田院次君) 当該物件といふものは、例えば垣や、柵や或いは材木を伐るとか、木の枝を下すと、か、そういうものを意味してあります。実は測量する場合に旗を立てるような場合に、その旗を立てても先方からよく見通しがかんことには、測量の目標にはなりませんから、どうしてもそういう場合に木の枝を下すといふような場合も起りますが、今までの場合は、なか／＼一本の木を全部伐り倒すといふようなことは滅多に行なつておりません。「著しく現状を損傷する」といふことは、今まで殆んど起つておりません。そういう場合には、これは他のところへ目標を作るといふようなつもりであります。

○前之團書一郎君 第二條の土地の測量といふことは、今の説明では測量をする邪魔になるものが対象である、こういう御説明ですが、土地を測量される場合に、測量地域の中にいろいろなものがある、そういうものは対象にはならないのですか。

○説明員(池廣彦君) ちよつと今のところを説明いたしますと、私共の測量といふものは陸を測量するのではありませんで、水域を測量するので、離島或いはそういうようなところの美点を

壊すという場合は、他の目標をその島から得るために、海上において測量する。土地の測量といふのは違ひまして、ただ目標を捨てる程度のものでございまして、損傷といふても非常に小さなものであります。

○前之團書一郎君 この二條にはつきり言つておるのです。「水路測量」とは、水域の測量及びこれに伴う土地の測量」と書いてある。

○政府委員(須田院次君) 土地の測量と申しますのは、測量法にございまして永久測量標といふものが陸に相当立つております。それから物件から我々が使う物件を取込むためにやることなごさい。だから土地の測量といふのは、大体そう言つたものだろうとお考えになつたらいいだろうと思ひます。

○前之團書一郎君 第十四條についてもう少し質問しますが、所有者或いは占有者の承諾がなくて物件を損傷されたといふようなことで、今まで訴訟その他問題になつたことはございせんか。

○説明員(池廣彦君) 我々の方の水路部は八十何年の歴史を持つておりますが、未だ曾つてそういうことはありません。土地の人から、文句を言われるといふことはおかしいのでございまして、断わられた場合には、外の島の物件を使うことにしておりますから、大体起らない、未だ曾つてそういう例はございません。

○小泉秀吉君 二十條とか二十三條、おの／＼海上保安庁長官に通報をしなればならないということになつておりますが、通報しなかつたらどういふふうな措置を取るといふことはな

または主婦を失つた遺族の中には、その日の生活に困つて居る者もあり、せめて死体につけていた金銭でも生計の資に充てたいと思ひ死体の收容を待つて居る。一方船長の主張して居る沈没原因は極めて不明朗であるから、遺族の熱望して居る死体の收容と沈没原因の早期究明について必要な処置を採らねばならぬとの請願。

第一二二三号 昭和二十五年三月一日受理

串木野駅改築等に関する請願

請願者 鹿兒島県日置郡串木野町長 橋本行彦外二名

紹介議員 島津 忠彦君

鹿兒島県串木野町は、串木山および荒川山の大鉱業所を有し、わが国最大の漁港を持つ鹿兒島本線沿線の町であるが、終戦後の復興いよいよ、造船所、肥料工場、陶器会社を始め、各種会社工場が相次いで設立され、人口は日毎に増加している。加えて近く予定されている串木、荒川山山の再開が本年九月に操業を開始すると人口は急激に増加し、これに伴う各種商工業人口の増加も予想され、さらに飯島航路の延長実現による貨客の増加は明らかであるから、串木野駅施設の拡張改善および急行列車停車等すみやかに実現せられたいとの請願。

第一二二三号 昭和二十五年三月一日受理

筑豊電気鉄道建設に関する請願

請願者 福岡県飯塚市飯塚商工會議所内筑豊電気鉄道建設促進期成会内 麻生太賀吉

紹介議員 團 伊能君

北九州工業地区諸都市より筑豊炭田地区を経て、福岡市に連絡する延長五十キロの筑豊電気鉄道の建設は、筑豊炭田地区の人員、物資の輸送上極めて緊要であるばかりでなく、九州地方の政治、経済、文化の中心地である福岡市を始めとし、久留米、大牟田方面との交通連絡を進展し、経済的、社会的に寄與するところが多く、一方現在飽和状態にある当地方の交通難を緩和する北九州の交通動脈となる等その利益は広範にわたり、その価値は極めて大きいから、日本再建のため、本鉄道の実現を図られたいとの請願。

第一二四三号 昭和二十五年三月一日受理

山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の請願

請願者 鹿兒島市庁内鹿兒島県町村議會議長会内 小幡兼重

紹介議員 島津 忠彦君 西郷吉之助君 前之園喜一郎君

薩摩半島の東西を走る指宿、南薩両線はそれぞれ半島の南端山川、枕崎を終点としているが、このわずかに四キロの両地間に鉄道を敷設することは同地方の豊富な水産、林産資源の開発と輸送に多大の貢献をなすものであり、同地方の文化、産業の向上発展ならびにわが国最南端の観光ルートの一環として地元住民の多年熱望しているところであるから、すみやかに両線を結ぶ循環鉄道を敷設せられたいとの請願。

第一二五二号 昭和二十五年三月二日受理

けい石、長石、けい砂等に対する貨物運賃等級変更の請願

請願者 福島市本町福ビル内福島県鉱業会内 小野弥太郎

紹介議員 田中 利勝君

けい石、長石およびけい砂等の鉱石は、がいに子、がいに子器具および陶磁器類の主原料として、わが国の産業復興上重要な役割を持つており、ことにガラス器具および陶磁器の輸出進展に伴う主要素材として大きな期待をかけられている。しかるにさきに実施された貨物運賃の八割値上げは、これらの生産に重大な打撃を與え、このまま推移するときは、経営を崩壊させる虞があるから、けい石、長石およびけい砂の貨物運賃等級を八級に引き下げられたいとの請願。

第一二六七号 昭和二十五年三月三日受理

宝積寺、市端両駅間に鉄道敷設の請願

請願者 栃木県塩谷郡北高根沢村大字北高根沢二、三九三 阿久津武義外九十三名

紹介議員 岡本 愛祐君

栃木県塩谷郡阿久津村および北高根沢村、芳賀郡水橋村、南高根沢村および祖母井町等の地方一帯は、県下における米、麦の主要生産地であるばかりでなく、建築用石材の産地であるが、国道に遠く、県道は狭いため、交通運輸が極めて不便である。しかるに戦時中敷設された東北本線宝積寺駅より鐮山に至る軍用鉄道が、使用されずに放置されているから、これを利用して、東北本線宝積寺駅より真岡線市端駅に至る間に鉄道を敷設せられたいとの請願。

第一二七八号 昭和二十五年三月三日受理

相生、西大寺両駅間の鉄道敷設完成に関する請願

請願者 岡山県知事 西岡広吉 外三名

紹介議員 島村 軍次君

山陽本線相生駅より岡山県西大寺駅附近に接続する国有鉄道赤穂線は関係地方民の熱望により着工を見たのであるが、戦争のため中断せられ今日まで放置されている。すでに路盤の一部は完成しているから、地方産業開発のため、すみやかに本線の建設工事に着手せられたいとの請願。

第一二九二号 昭和二十五年三月四日受理

特急つばめまたは急行銀河を神戸始発とするの請願

請願者 神戸市長 原口忠次郎 外二名

紹介議員 岡崎 眞一君

終戦後いよいよ復興振りを示した神戸市は、いまや世界的神戸港として外国船の出入が極めて盛となり、海外からの観光客、視察団、バイヤー等の来朝は増加の一途にあり、国内的には九州、四国等の各方面との船車連絡の要地として重要性を増してきた。しかるに戦前神戸始発であつて特急および急行が大阪止りとなつたまま現在に至つて居るため、神戸市と関東、東北方面を往復する旅客に多大の不便を與えている現状である。しかして、三月十五日より開かれる神戸博を中心として、見本市その他全国的催しも行われるので、神戸方面への旅客の殺到が予想せられるから、暫定案として、特急つばめまたは急行銀河を神戸まで臨時延長せられたいとの請願。

第一二九八号 昭和二十五年三月四日受理

神戸市に海上保安管区保安庁設置の請願

請願者 神戸市議會議長 片岡 常松

紹介議員 小泉 秀吉君

近く海上保安行政の機構改革に当つて、全国を数箇所の海上保安管区に分ち、それぞれ管区海上保安庁が置かれる由であるが、西日本の支閥である神戸市は、わが国海運貿易の一大中心地であり、多数の海運、港湾関係の官庁が設置されていて、管区海上保安庁の所在地として最適地であるから、同市に管区海上保安庁を設置せられたいとの請願。

第一三二五号 昭和二十五年三月六日受理

三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市議會議長 北太郎

紹介議員 川村 松助君 高橋 啓君

三陸地方は、未開発資源の豊富なことおよび沿線の風光明媚な点より、産業上また観光上重要地帯であるが、沿岸を縦貫する鉄道がないため、産業の発展はもとより東北文化の向上をいっじりしくまたたげているから、沿線物資の輸送と東北地方産業開発の重要性にかんがみ本鉄道の敷設を促進せられたいとの請願。

第一三三二号 昭和二十五年三月六日受理

山陰本線中一部路線変更に関する請願
 請願者 山口県大津郡仙崎町長
 横山繁雄外二名

紹介議員 中川 以良君

日本海岸屈指の良港である仙崎港を擁する山口県大津郡仙崎町は、山陰沿線有数の経済観光都市であるにもかかわらず、鉄道運輸の現状ははなはだしく非能率的であつて、地方発展を阻害している。しかして現在の正明市駅、長門三隅駅間の路線の一部を廃止し、山陰本線正明市駅より仙崎駅を経由して長門三隅駅に接続することは延長わずか二キロ程度であるが、これに要する資材は正明市、長門三隅両駅間の現路線の一部約二キロの転用と現在の仙崎支線用資材の活用によつて解決するのみでなく、経済的な利益が大きいから、すみやかに本線の実現を図られたとの請願。

第二三七号 昭和二十五年三月一日
 受理

港灣法案中一部修正に関する陳情(二通)

陳情者 東京都中央区日本橋茅場町三ノ八ノ四日本港運協
 会内 津田隆外二名

今回提出を予想される港灣法案は、地方自治体の再三にわたる陳情を無視して、中央政府の優先機関を温存し、港灣行政の一元化を阻害する法案であり、このまま立法化されると本法案の精神である管理主体の構成は不可能となるから、本法案の一部を修正せられたいとの陳情。

三月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、水路業務法案(予備審査のため)
 の付託は三月八日)

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三條中第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 三等の賃率は、営業キロキロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円四十五銭、百五十キロメートルをこえ五百キロメートルまでは一円五銭、五百キロメートルをこえ一千キロメートルまでは六十銭、一千キロメートルをこえる部分は四十銭とする。
- 二 二等の運賃は三等の二倍、一等の運賃は三等の四倍の額とする。但し、通行税が課せられている間は、二等の運賃は三等の百二十分の二百倍、一等の運賃は三等の百二十分の四百倍とする。

第四條に次の但書を加える。
 但し、通行税が課せられている

間は、一等の運賃及び二等の運賃は、それぞれ同表に掲げる一等の運賃及び二等の運賃の百二十分の百とする。

第六條に次の但書を加える。
 但し、通行税が課せられている間は、一等料金及び二等料金は、それぞれ同表に掲げる一等料金及び二等料金の百二十分の百とする。

第九條中「賃率」を「運賃及び料金」に改める。

別表第一及び別表第二をそれぞれ次のように改める。

別表第一

第四條の規定による航路普通旅客運賃表

航路	別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森 宇仁宮 大下	函館	160円	320円	1,040円
	高松	30	60	
	高松	100	200	
	宮島	10		
	小松	15		
大下	門司	15		

別表第二

第六條の規定による急行料金

種別	地帯	三等料金	二等料金	一等料金
特種急行料金	600キロメートルまで	400円	800円	1,200円
	1200キロメートルまで	600	1,200	1,800
	1,010キロメートル以上	800	1,600	2,400
急行料金	300キロメートルまで	120	240	360
	600キロメートルまで	200	400	600
	1200キロメートルまで	300	600	900
	1201キロメートル以上	400	800	1,200
準急行料金	150キロメートルまで	40	80	120
	300キロメートルまで	60	120	180
	600キロメートルまで	100	200	300
	601キロメートル以上	150	300	450

附則
 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。